

2020年度「街路樹剪定士」 資格更新手続きのご案内

2020年8月1日
街路樹剪定士認定委員会

「街路樹剪定士」の登録認定の有効期間は5年間としており、登録認定の更新を受ける場合は、所定の更新手続きが必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、本年度の資格更新研修会についてはオンラインでの開催とさせていただきます。

貴殿は、今年度更新手続きを行う対象になっておりますので、別紙の「資格更新手続要領」をご確認のうえ、お手続きいただくようお願い致します。有効期限は、カード式認定証に記載しておりますので各自ご確認ください。

なお、有効期限を過ぎますと「街路樹剪定士」を称することができなくなりますので予めご注意ください。

1. 更新対象者： 下記の①②のいずれかに該当する方

- ① 本年度末に有効期限を迎える方 カード式認定証に有効期限が 2021年3月31日 と記載されている方
- ② 有効期限が過ぎている方

2. 更新方法： 以下の①～③を行うこと。

- ①. インターネットによる映像講義の受講
- ②. 更新料の振込み
- ③. 更新手続申込書の提出

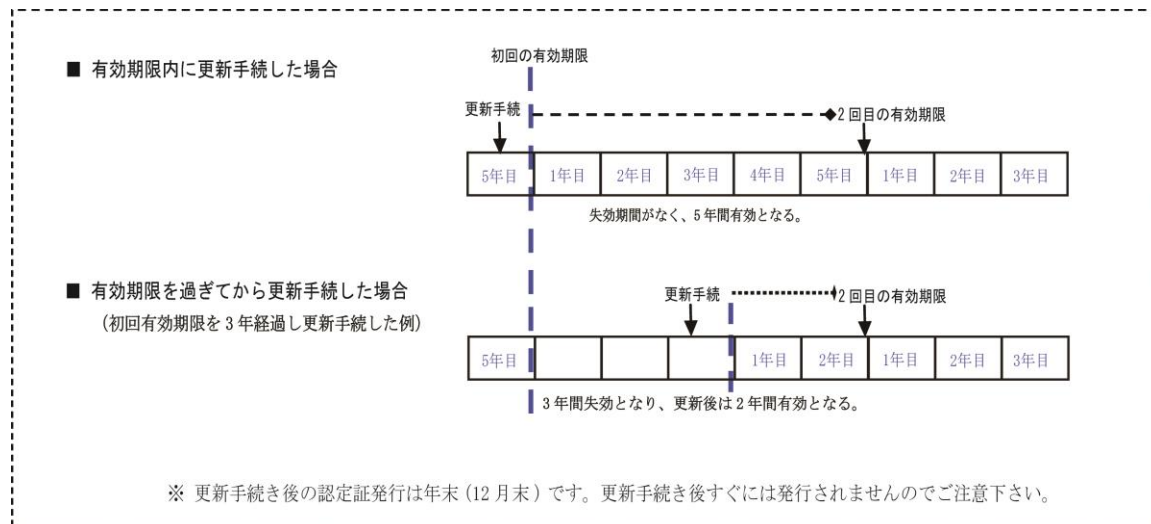
3. 更新手続期間： 2020年10月1日～2021年1月30日

※期間内に上記更新方法の①②を完了していること。

4. 更新料： 12,000円 (オンラインで受講できない場合は13,500円)

5. 手続後の発行物： カード式認定証

更新手続後の有効期限は、お持ちの認定証に記載されている有効期限から5年後までとなります。



更新手続きの手順

①. インターネットによる映像講義の受講

1. 「更新手続案内」に同封の資格者専用ページのログイン ID とパスワードを確認
2. 資格者専用ページにログイン

日造協ホームページのトップ最上部「資格者専用ページ」→「街路樹剪定士」から入れます。

<http://www.jalc.or.jp/qualify/index.html>

3. 映像講義の受講

左側のメニュー「街路樹剪定士」→「資格更新手続き」を選択

下に「映像講義受講」のボタンをクリックし講義を受講してください

テキストは同じ資格者専用ページからダウンロードして下さい。

各講の最後に設問がありますので、お答えください(設問に正解しないと進めません)。

受講が完了しますと「映像講義受講」のボタンが「済」の表示に切り替わります。

※インターネットを利用できず、オンラインで受講できない方は、個別に対応いたしますので事務局までご連絡ください。なお、その場合は更新料が変わります。

研修内容:約 2 時間 30 分

時間	講義内容
20 分	第 1 講 「街路樹の現状」
35 分	第 2 講 「街路樹剪定士の役割と実務」
50 分	第 3 講 「街路樹管理に関する最近の動向」
40 分	第 4 講 「ケーススタディにもとづく樹形のつくり直し」

②. 更新料の振込み

1. 更新料:12,000円 (オンラインで受講できない場合は、13,500円)

下記の口座へお振込み下さい。(振込手数料は各自ご負担下さい。)

振込後約2週間で、資格者専用ページ「更新料支払い」のボタンが「済」の表示に切り替わります。

- 郵便局備付け振込用紙またはATMから振り込む場合 ●
振込先:郵便振替口座 00130-2-550680
口座名義 (一社)日本造園建設業協会
[通信欄]に『街路樹更新』・『氏名』・『交付番号』を記入
- 郵便局以外の金融機関から振り込む場合 ●
振込先:銀行名:ゆうちょ銀行 店番:019
店名(カナ):〇一九店(ゼロイチキュー店)
預金種目:当座 口座番号:0550680
カナ氏名:シャダンハウジンニホンゾウエンケンセツギョウキョウカイ

※街路樹剪定士指導員の方には減免措置があります。更新手続申込書(指導員用)にてお申込下さい。

③. 更新手続申込書の提出

1. 資格者情報の確認と変更

・資格者情報欄をご記入のうえ、振込受領証のコピーと新しい認定証用の顔写真、指導員認定証の写し(該当者のみ)を貼り付けて下さい。

2. 更新手続申込書の発送先

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-15-2 本郷二村ビル 4F

(一社)日本造園建設業協会 街路樹剪定士係

TEL: 03-5684-0011

④. 新しい認定証の受け取り

10～11月に手続き完了された方には12月中、

12～1月に手続き完了された方には3月中に新しい認定証をお届けします。

以上